

独立行政法人大学評価・学位授与機構における研究活動に係る
不正行為の防止及び対応に関する規則

平成19年10月15日

規則第2号

改正 平成23年3月28日

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）における機構職員の研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(不正行為)

第2条 この規則において、研究活動に係る不正行為（以下「不正行為」という。）とは機構職員が行った以下に定める行為をいう。

- 一 研究成果の中に示されたデータ、調査結果又は論文等の捏造、改ざん及び盗用等。
- 二 機構の研究費及び競争的資金を配分する機関（以下「資金配分機関」という。）が配分する研究費（以下「研究費」という。）の不正使用。

(最高責任者)

第3条 機構長は機構における研究活動及び研究費の管理・運営に関する最高責任者として、研究活動に関する行動規範を定めるとともに、リーダーシップを発揮して不正行為の防止等に努めなければならない。

(統括研究責任者等)

第4条 機構に、研究活動及び研究費の管理・運営に関する実質的な責任者として、統括研究責任者及び統括管理責任者を置く。

- 2 統括研究責任者は研究活動に関する責任者として、第2条第1号に定める不正行為に対応するものとする。
- 3 統括管理責任者は研究費の管理・運営に関する責任者として、第2条第2号に定める不正行為に対応するものとする。
- 4 統括研究責任者及び統括管理責任者は、機構長が指名する理事をもって充てる。

(不正行為防止委員会)

第5条 機構長は、不正行為の防止に関する方策を策定・実施させるため、以下に定める委員で組織する不正行為防止委員会を設置する。

- 一 統括研究責任者
- 二 統括管理責任者
- 三 研究開発部長
- 四 評価研究主幹

- 五 学位審査研究主幹
- 六 管理部長
- 七 総務企画課長
- 八 会計課長
- 九 監査室長

- 2 不正行為防止委員会に委員長を置き、第1項第1号又は第2号に定める委員のうちから機構長が指名する者をもって充てる。
- 3 不正行為防止委員会は、不正防止計画を策定するとともに、その計画に基づいたモニタリングを実施し、実施状況について機構長に報告を行うものとする。

(通報等窓口)

第6条 機構における不正行為についての通報又は相談（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報等窓口」という。）を管理部総務企画課に設置する。

- 2 通報等は、機構に所属する職員であるか否かによらず全ての者が行うことができる。
- 3 通報等窓口は、通報者に対し悪意に基づく通報等の防止のため、悪意に基づくことが判明した場合には、氏名の公表や刑事告訴などがあり得る旨を周知する。

(通報等の方法)

第7条 通報等は、原則顕名で行うものとし、不正行為を行ったとする職員又はグループ名、不正行為の内容及び不正であるとする合理的理由等を書面（別紙様式）に明示して行わなければならない。

- 2 匿名の通報等があった場合は、前項の規定にかかわらず、その理由や通報等の内容に応じ、顕名の場合に準じて取扱うことができるものとする。

なお、報道や学会等により不正行為の疑いが指摘されたときは、この場合に準じて取り扱うものとする。

(通報等の取扱い)

第8条 通報等窓口は、通報等を受けたときは、速やかに最高責任者及び統括研究責任者又は統括管理責任者に報告するものとする。この場合において、被通報者に機構以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長に通報等を回付するものとする。

- 2 最高責任者は、通報等に係る不正行為がこれから行われようとしていることが明らかな場合には、被通報者に対し警告を行い、通報者に対し警告を行った旨を通知する。
- 3 最高責任者は、通報等に係る不正行為が既に行われたと見なされる場合には、統括研究責任者又は統括管理責任者に命じ、次条に定める調査を行わせるとともに、通報者、被通報者に対しその旨を連絡するものとする。
- 4 前項の場合において、最高責任者は調査結果の公表まで、通報者、被通報者、通報内容等について調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底するものとする。

(予備調査)

第9条 最高責任者は、通報等の内容に応じ、第4条に定める統括研究責任者あるいは統

括管理責任者に命じ、通報等の内容の合理性などについて調査（以下「予備調査」という。）を行わせ、調査結果を報告させるとともに、通報等を受けた日の翌日から30日以内に、本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施するかを決定する。

- 2 予備調査において、被通報者に機構以外の機関に所属する者が含まれる場合には、当該機関の長に対し合同調査を申し入れる場合がある。
- 3 統括研究責任者及び統括管理責任者は、予備調査及び本調査に際し、被通報者に対して証拠保全等を命じるほか、必要な措置を講じることができる。
- 4 最高責任者は、予備調査の結果、通報内容に合理性がないと判断した場合は、理由を付して本調査を実施しない旨を通報者に通知するものとする。

なお、この場合において通報等が悪意に基づくものであることが判明したときは、通報者の所属長に通知するほか、氏名の公表や刑事告訴等必要な措置を講ずるものとする。

（本調査）

- 第10条 最高責任者は、予備調査の結果、通報内容に合理性があると判断した場合は、真相究明のため、調査委員会を設置し本調査を行わせるものとする。
- 2 本調査の実施にあたっては、通報者、被通報者及び資金配分機関に対し、その旨を通知するものとする。
 - 3 本調査は次に掲げる事項により行うものとする。
 - 一 通報内容が第2条第1号に定めるもの
論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者のヒアリング等、また必要に応じ、被通報者による再実験の実施。
 - 二 通報内容が第2条第2号に定めるもの
研究費の使用に係る証拠書類の精査や使用実態の調査、関係者のヒアリング等。
 - 三 その他調査委員会が必要と認めた事項
 - 4 本調査の実施にあたっては、調査委員会は、被通報者に対して弁明の機会を与えなければならない。
 - 5 前項の弁明において、被通報者が通報内容を否認する場合には、自らの責任において科学的根拠や合理的根拠等を示し不正行為の疑惑を晴らさねばならない。
 - 6 第3項及び前項において、被通報者が本来存在すべき証拠等を示すことができない場合は、不正行為があったと見なされる。ただし、本人の責によらず示すことができない場合については、この限りではない。
 - 7 本調査の過程で、資金配分機関からの求めがあれば、調査委員会は最高責任者の了解を得て、中間報告を提出することができる。

（調査委員会）

第11条 調査委員会は、以下に定める委員で組織する。

- 一 統括研究責任者又は統括管理責任者
- 二 研究開発部長
- 三 評価研究主幹
- 四 学位審査研究主幹

五 管理部長

六 通報者及び被通報者と利害関係のない機構内教員 1名以上

七 通報者及び被通報者と利害関係のない機構外の者で被通報者と同一の研究分野の研究者 1名以上

八 その他機構長が必要と認める者

ただし、通報等の内容が第2条第2号に定めるものである場合には、第5号及び第6号の委員を省略できるものとする。

2 調査委員会に委員長を置き、第1項第1号に定める委員をもって充てる。

3 第1項第6号及び第7号の委員については、機構長が任期を定めて委嘱するものとする。

(調査中の一時的措置)

第12条 最高責任者は、調査期間中、不正行為に係る研究費の執行停止その他必要な措置を講じることができる。

(認定)

第13条 調査委員会は、本調査の開始後概ね150日以内に、不正行為の有無、不正行為の内容、不正行為に関与した者等についての認定するものとする。

2 前項で不正行為がなかったと認定される場合で通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨を認定するものとする。

3 前項の認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

4 調査委員会は、前3項の内容を認定した場合は、速やかに最高責任者に報告するものとする。

(調査結果の通知)

第14条 最高責任者は、前条の認定に基づく調査結果を通報者、被通報者、資金配分機関に通知する。

2 最高責任者は、前条第2項の認定があった場合で通報者が機構に所属していない者である場合には、通報者の所属長に通知する。

(不服申立て)

第15条 調査結果の通知を受けた通報者、被通報者はその内容について不服がある場合には、通知を受けた日から14日以内に、理由及び根拠を添えて不服申立てを行うことができる。

2 不服申立ては、同一の理由で二度申し出ることはいできない。

3 不服申立ての審査は、第11条に定める調査委員会が行うものとする。

(再調査)

第16条 調査委員会は、前条に定める不服申立てがあった場合には、30日以内に再調査を行い、調査結果を最高責任者に報告しなければならない。

(調査結果の公表等)

第17条 最高責任者は、第10条から前条までの調査の結果、不正行為があったと認定された場合は、速やかに次の事項を公表するものとする。

- 一 不正行為を行った職員又はグループ名
- 二 不正行為の内容
- 三 調査委員会委員の所属、氏名
- 四 調査委員会が行った調査方法、内容等

2 最高責任者は、不正行為の内容が第2条第1号に定めるものである場合には、被通報者に対し、論文の取り下げ等を勧告するなど、必要な措置を講ずる。

3 最高責任者は、通報等が悪意によるものであったと認定した場合には、通報者の所属、氏名を公表する。

(名誉回復等)

第18条 最高責任者は、本調査の結果により、不正行為がなかったと認定された場合には、第12条で実施した研究費の執行停止等の措置を解除するなど名誉回復に努めなければならない。

(不利益扱いの禁止)

第19条 最高責任者は、第7条に規定する通報等を行ったことあるいは通報等をされたことのみを理由として、調査に関わる必要な事項を除き、当事者に不利益な取扱いをしてはならない。

(懲戒処分等)

第20条 機構長は、不正行為があったと認定された職員又は悪意の通報をおこなったと認定された職員に対し、懲戒等の措置を講じるものとする。

2 機構長は、通報が悪意に基づくものであると認定された場合であって、通報者が機構に所属していない者である場合には、刑事告発等の措置を講じることができる。

3 第1項の懲戒等の措置については、大学評価・学位授与機構職員就業規則、大学評価・学位授与機構職員懲戒規則及び大学評価・学位授与機構教員の就業に関する規則によるものとする。

(庶務)

第21条 第5条に定める不正行為防止委員会の庶務は監査室が、第11条に定める調査委員会及び第20条に定める懲戒処分の庶務は管理部総務企画課が処理する。

(雑則)

第22条 この規則に定めるもののほか、不正行為の防止及び対応等の必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年10月15日から施行する。

附 則（平成23年3月28日）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別紙様式

平成 年 月 日

独立行政法人・大学評価学位授与機構管理部総務企画課 宛

所 属：
氏 名：
連絡先：
印

研究活動に係る不正行為について（通報）

貴機構所属の下記職員が、研究活動に係る不正行為を行っていることを確認しましたので、通報いたします。

記

1. 不正行為を行ったとする職員（グループ）名

所 属：
職員（又はグループ）名：

2. 不正行為の内容（具体的に）

- ①捏 造：
- ②改ざん：
- ③盗 用：
- ④研究費の不正使用：
- ⑤その他の不正行為：

※①～③において、既に論文として公表している場合には、論文名も記載すること。

3. 不正であるとする合理的理由

4. 不正行為が発生した時期・場所

5. 秘匿したい事項